

建設現場における快適トイレ設置の試行要領

1 目的

建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の設置を本要領により試行するものである。

2 対象工事

原則として、以下の条件を満たす工事を対象とする。

- (1) 設計金額3,000万円以上の屋外工事
- (2) 準備工、後片付け工、休工を除き、実工期が1か月以上の屋外工事

3 快適トイレの仕様

本要領でいう「快適トイレ」は、以下の(1)、(2)を全て満たすものとする。(3)については推奨する仕様であり任意とする。

なお、男女ともに現場で働く場合は、男女別で設置するものとする。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】

- ア 洋式便座
- イ 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
- エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- オ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置場設備機能（耐荷重5kg以上）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ケ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- コ 鏡付きの洗面台
- サ 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【任意】

- シ 室内寸法 900×900mm以上（半畳程度以上）
- ス 擬音装置
- セ 着替え台（フィッティングボード）
- ソ フラッパー機能の多重化
- タ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置場等（トイレトペーパー予備置き場）

4 実施の流れ

快適トイレの設置は任意とする。受注者が設置を希望し、発注者との協議が整った場合に設置することができるものとする。なお、設置しない場合は、本試行要領によらず施工するものとする。

- (1) 発注者は、快適トイレ設置の試行工事であることを特記仕様書に明示するものとする。
- (2) 受注者は、施工計画書を作成する前に、様式1により発注者と協議を行うものとする。
- (3) 受注者は、発注者と協議の整った快適トイレの仕様等を施工計画書に記載し、発注者へ提出するものとする。
- (4) 発注者は、設置された快適トイレを様式2により確認を行うものとする。
- (5) 受注者は、快適トイレの設置費用が確定後、支出実態の分かる資料を発注者へ提出するものとする。
- (6) 発注者は、(5)で提出された資料を確認し、「5 積算の考え方」に基づき設計変更するものとする。
- (7) 発注者は、快適トイレ設置の試行工事が完了後、速やかに様式3を建設管理課へ提出するものとする。

5 積算の考え方

- (1) 快適トイレの設置費用は、設計変更で計上するものとする。費用は共通仮設費の営繕費に積み上げ計上とする。
- (2) 快適トイレの設置費用は、45,000円/基・月を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする。「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から10,000円/基・月(従来型トイレ)を除いた額をいう。
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっており、男女別の入口になっている場合には、90,000円/基・月を上限とし、1基まで計上できるものとする。
- (4) 運搬に要する費用は、共通仮設費の率分に含まれるものとし、積算上の差額の対象としない。
- (5) 3の(2)快適トイレとして活用するために備える付属品の費用、3基以上(ハウス型は2基以上)設置する場合の費用及び積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。ただし、現場環境改善費(率分)を計上している場合は、現場環境改善の対象とすることができる。
- (6) 工事期間中に、通常の仮設トイレから快適トイレに変更した場合、又は快適トイレから通常の仮設トイレに変更した場合は、設計変更の対象としない。

附則

本試行要領は、平成30年4月1日以降に公告する工事に適用する。